

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期目標の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の第2期中期目標を地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき変更することについて、同法第25条第3項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

中期目標変更の趣旨

- ・法人は、高度急性期・急性期医療での機能統合・効率化を図るため、老朽化・狭あい化した中央診療棟の建て替え等を目指しており、当該事業を実施するにあたり、設立団体である県からの指示となる中期目標を変更しようとするもの

<整備等の概要>

- ・ 新中央診療棟の整備 23,000㎡（外来、検査、手術、救命救急センター、新生児センター等）
- ・ 東病棟の改修 約6,100㎡（化学療法センター、医局、事務部門等）

<スケジュール>

基本設計、実施設計 平成29年度～平成30年度

工期 平成32年度～平成33年度

中期目標変更(案)

- ・「6 その他業務運営に関する重要事項」中の「6-3 施設・医療機器の整備」について、一部を修正し、「新中央診療棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展などを総合的に勘案し、岐阜県立多治見病院として担うべき機能の強化が図られるよう、計画的に実施すること。」とする。

【参照：資料②-2、資料②-3】

<参考>

- ・ 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示しなければならない。変更も同様(地方独立行政法人法第25条第1項)。
- ・ 設立団体の長は、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない(地方独立行政法人法第25条第3項)。
- ・ 平成29年1月30日に評価委員会の意見聴取予定
- ・ なお、地方独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、知事の認可を受けなければならない。変更も同様(地方独立行政法人法第26条第1項)。